

(参考)

降積雪期の農作物等の被害防止に向けた技術指導について

(「農業技術の基本指針 (令和3年改定)」 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/attach/pdf/r3sisin-1.pdf) から抜粋)

畜産

(1) 家畜

【寒冷対策】

特に幼畜について、適切な防風・保温に努めるとともに、呼吸器病の予防のため、適切な換気にも配慮する。畜舎内やパドックが凍結した場合は、砂や融雪促進剤等の散布を行い、転倒等の予防に努める。

【積雪及び融雪対策】

積雪による畜舎や家畜の事故防止を図るため、安全には十分に配慮した上で、早めの雪下ろし及び畜舎周辺の除雪に努め、水道管等の凍結防止措置を講じる。融雪水による被害を防止するために、明暗きよの施工によりパドックの乾燥に努めるとともに、融雪水が畜舎や飼料庫に入らないよう、除雪に努める。

(2) 飼料作物

【積雪及び融雪対策】

融雪が遅く、雪腐病の被害が懸念される場合又は播種作業を早期に開始する場合には、必要に応じて融雪促進剤を散布するとともに、融雪水が停滞しやすい場合は、適切な排水対策に努める。また、収量確保のため、融雪・排水後に周辺環境への影響にも配慮しつつ、速やかに追肥や追播を行うなど、適切な肥培管理に努める。